

一般競争入札の実施について

平成29年度防火対象物定期点検業務及び防災管理定期点検業務について、京都府公立大学法人会計規則第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年10月 5 日

京都府公立大学法人理事長 長尾 真

1 入札に付する事項

- (1) 委託点検業務の名称
平成29年度防火対象物定期点検業務及び防災管理定期点検業務
- (2) 委託点検業務の内容
入札説明書及び業務仕様書のとおり
- (3) 委託契約期間
契約締結日から平成30年 3月31日まで
- (4) 点検実施場所
京都府立医科大学及び附属病院
〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465
京都府立医科大学事務局総務課福利厚生担当
電話番号:075-251-5963

3 契約条項について

- (1) 入札説明書及び業務仕様書の交付
各自でファイルをダウンロードのうえ、内容を確認すること。
入札説明書(PDFファイル 419KB)
業務仕様書(PDFファイル 135KB)
- (2) 図面の交付
本学の図面が必要な場合は、申し出のあった者に限り、2に定める担当部署の窓口にて交付する。ただし、交付の後、入札に参加しない時又は落札に至らなかった時は直ちに、当該図面を返却すること。
- (3) 契約条項に関する質疑について
入札説明会は開催しない。
入札説明書及び業務仕様書等に不明な点があれば、書面により質疑を受け付けるものとする。

4 入札参加者の資格について

入札への参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 京都府の「ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）」に定める競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (2) 防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者を有すること。
- (3) この公告の日から入札日までの間に、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 直前3営業年度に、病床数500床以上の医療機関において防火対象物定期点検業務及び防災管理定期点検業務の実績を有すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注「役員等」とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用等をしている者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) (5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとするものでないこと。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下の要領により書面を提出し、入札説明書において示す入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書面
各自でファイルをダウンロードして内容を確認の上、書面を作成すること。
一般競争入札参加資格確認申請について(PDFファイル 154KB)
- (2) 提出方法
書留郵便による郵送に限る。
- (3) 送付先
〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465

京都府立医科大学事務局総務課福利厚生担当 (Tel : 075-251-5963)

(4) 提出期限

平成29年10月16日 (月) 午後 5 時 必着

(5) 確認通知

平成29年10月19日 (木) までに文書等で通知する。

(6) その他

書面の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書面は返却しない。

6 入札及び開札の日時及び場所

日 時 平成29年10月26日 (木) 午前10時から

場 所 京都府立医科大学 第5会議室 (管理棟5階、旧学生部棟第1会議室)

7 入札の方法等

(1) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数切捨て) とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。

ただし、本件契約を締結しないおそれがないと認められるときは、納付を免除する。

10 その他

1 から 9 までに定めるもののほか、詳細は入札説明書によるものとする。